主 文 原決定を取り消す。 抗告人に補償金五千百円を交付する。 理 由

本件抗告理由の要旨は

抗告人に対する逮捕及び勾留は饗応の事実に基くものであり、抗告人が起訴事実である不法金銭供与の事実によつて逮捕勾留されたものではないこと原決定のとおりである。

しかし右饗応の事実についての逮捕状、勾留状に基いて、抗告人を逮捕勾留し、 金銭供与の事実について併せて取調を為し、起訴と同時に抗告人を釈放したことは 一件記録上明白である。

然るに原決定は抗告人の拘禁中逮捕事実と公訴事実の外更に別の罪即ち公訴事実の金員の出所についての嫌疑により取調を受けたことが窺えるとし、このような場合には不起訴処分についても補償する旨の規定がない限り、その拘禁日数の一部についても補償しないのを相当であるとして抗告人の請求を棄却したが、これは抗告人が逮捕状、勾留状により拘禁され、その拘禁中取調を受けた事実につき起訴され、無罪の判決を受けた基本事実を無視するものであり、無罪となつた事実の取調が自由の拘禁の下に為された者に対し、刑事補償を与えんとする法の根本精神を逸脱するもので違法である。それ故原決定の取消及び抗告人に対し相当の刑事補償を求めるというのである。

そうとすれば抗告人は公訴事実に基いて逮捕、勾留されたものではないが、別罪 による拘禁中に公訴事実について取調を受けたものであり、換言すれば、抗告人に 対する公訴事実の取調は別罪による拘禁を利用したものというべきであり、もし別 罪による拘禁がなければ公訴事実に基いて抗告人を逮捕し、勾留したであらうと〈要 旨〉推認し得るところである。而して刑事補償法第一条の未決の抑留又は拘禁とは、 公訴事実に基いて逮捕状、勾</要旨>留状が発せられ、これが執行を受けた場合のみ 、別罪による既存の勾留を利用し、公訴事実について取調を受けた場合に於 ける既存の勾留をも含むものと解するを相当とする。従つて饗応の事実につき逮捕 勾留せられた抗告人が、その後公訴事実たる金員供与の事実について既存の勾留を 利用して取調を受けしかもその公訴事実については無罪となつたこと前記のとおり であるから、抗告人は公訴事実の取調に関して既存の勾留を利用して取調か行われ た期間の勾留について国家に対し補償を請求しうるものといわなければならない。原決定は抗告人は前記逮捕事実と公訴事実以外の別罪についても取調を受けている から、その拘禁日数の一部についても補償し得ないものとしている。しかし公訴事 逮捕事実以外の第三の被疑事実に関する取調があつても、それが起訴され有罪 の判決があつたとすれば、併合罪の一部につき無罪、他の一部につき有罪の裁判があった場合に該当するから或は刑事補償法第三条第二号により、裁判所の健全な裁 量により補償の全部をしないことが許され得るかも判らないが、右第三事実につい て起訴を受けることなく、従つて公訴事実については無罪の判決宣告があつた場合

にその未決勾留に対し刑事補償を与えないということは毫もいわれかないところで ある。よつて抗告人の請求を棄却した原決定は相当でないから本名抗告は理由があ る。

よつて進んで抗告人に補償すべき未決の勾留日数並びにその金額につき按ずる に、抗告人は昭和二十七年十月九日以降同月三十日まで拘禁せられていたことは前 記のとおりであるが、公訴事実に関する取調が行われたのは同月十四日以降のこと で十月九日乃至同月十三円までには逮捕勾留の事実に関する取調が為されたのみ で、公訴事実に関しては未だその取調を受けたものとはいえない。従つて、抗告人 に対し補償せられる勾留期間は同年十月十四日より三十日ま一通計十七日であると 認められる。

而して右勾留期間が右のとおりであり、抗告人が既に別罪より勾留されていたと いう事情の外に抗告人の地位、身分、財産上の損失や得べかりし利益の喪失、その 他諸般の事情を斟酌し抗告人に対しては一日金三百円の割合による補償金を交付す べきものと認める。

よつて主文のとおり決定する。 (裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穗 判事 山岸薫一)